

地域包括支援センターの職員配置基準について

1 現状・課題

- ・ 地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員は、圏域内の高齢者数（65歳以上人口）に応じて配置している。
- ・ 高齢者の中でも、一般的に年齢階層が高くなるほど認知症や複雑な健康・生活課題を抱えるケースが多くなるため、センターは支援の質と量の両面でより多くの対応が求められることになり、相談対応等に係る業務量が増大するが、現行の配置基準ではその点が考慮されておらず、業務逼迫の一因となっている。
- ・ 令和7年度（2025年度）に団塊の世代が75歳に到達し、今後も高齢化の進展によって年齢階層の高い高齢者が増加していく中で、センターの安定的かつ持続的な運営を確保するため、年齢階層の高い高齢者数に応じた職員配置基準の見直しを行い、センターの人員体制を強化する。

2 対応案

75歳以上人口が一定基準を上回るセンターに3職種を1名加配する基準を設ける。

(現行)		(改正案)	
圏域内高齢者人口	配置職員数	圏域内高齢者人口 うち75歳以上人口	配置職員数
6,500人未満	4人	6,500人未満 3,900人以上	4人 5人
6,500人以上 8,000人未満	5人	6,500人以上 8,000人未満 4,800人以上	5人 6人
8,000人以上 10,000人未満	6人	8,000人以上 10,000人未満 6,000人以上	6人 7人
10,000人以上	7人	10,000人以上 7,200人以上	7人 8人

※ 新基準適用後に75歳以上人口が加配基準を下回った場合は、原則として翌年度から減員する。ただし、安定した高齢者支援を実施する上で支障が生じると本市が判断した場合は、減員を最大2年間猶予する経過措置を設ける（現行の減員基準と同様）。

3 令和8年度適用センター

新たな基準を適用した結果、令和8年度は、4センター（仁保・楠那、高取北・安西、亀山、清和・日浦）が対象となる。